見本市等出展支援事業助成金取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、高知県又は公益財団法人高知県産業振興センター（以下「センター」という。）が出展経費を負担する国内の見本市等に出展し、意欲的に販路開拓に取り組む事業者に対して助成金を交付する事業について、必要な事項を定めるものとする。

（助成金の交付の条件）

第２条　助成金の交付の対象となる事業者（以下「事業者」という。）は、センターが定める外商活動コーディネート支援事業助成金交付要領第２条に該当する者とし、次の条件を満たすものとする。

（１）事業者が自ら開発又は製造若しくは加工した製品について販路開拓を行うものであること。

（２）　事業者が、県又はセンターが出展経費を負担する見本市等の小間に自らのブース等を出展し、自ら見本市等に参加すること。

（３）見本市等への出展を通して、複数企業のバイヤー等購買担当者に対して、広く顧客獲得につながる取組を行うこと。

（助成金の交付の対象経費等）

第３条　第１条に規定する事業を行うために必要な経費であって、別表第１に掲げるもののうち、必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内において交付する。

２　助成金は、国等の他の機関による補助金等と重複して受けることができない。この場合、国等の機関による補助がこの助成制度に優先して行われるものとする。

（助成対象事業の実施期間等）

第４条　助成対象事業の実施期間は、助成金の交付決定を受けた日から、当該年度の３月20日までとする。

２　助成対象となる経費は、原則として展示会終了日の翌々月末日または当該年度の３月20日のいずれか早い方までに支払ったものとする。

（助成率及び助成限度額）

第５条　助成限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）１見本市等あたり１事業者の助成上限額は20万円とする。

（２）１事業者あたり１年度につき３回の交付決定を上限とする。

（３）助成率は１／２以内とする。

（助成金の交付の申請）

第６条　事業者が助成金の交付を受けようとするときは、様式第１による助成金交付申請書をセンター理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

２　事業者は、前項の助成金交付申請を行うにあたっては、当該助成金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（助成金の手続き）

第７条　理事長は、第６条の規定による申請書の提出があったときは、その内容及び助成の適否等について随時判断する。

（選考基準等）

第８条　前条の判断においては、次に掲げる事項について特に留意して行うものとする。

（１）第２条に掲げる助成金交付の条件。

（２）原則として３回以上連続して同一商品を同一見本市等に出展しようとする場合は対象外とする。

（３）その他選考に際して理事長が必要と認める事項。

（助成金の交付の決定）

第９条　理事長は、助成金の交付について適当と認めるときは、交付決定を行い、様式第２による助成金交付決定通知書を送付するものとする。

（助成金の交付申請の取下げ）

第10条　事業者が、前条の規定による助成金交付決定通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取下げようとするときは、当該助成金交付決定通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出するものとする。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

（助成対象事業の中止又は廃止）

第11条　事業者は、助成対象事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第３による中止・廃止承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

（助成対象事業の中止等の決定）

第12条　理事長は、前条の申請内容の適否等について決定を行い、様式第４による中止・廃止承認（不承認）通知書により、事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条　事業者は、原則として第４条第２項に規定する対象経費の支払期限までに、様式第５による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

２　事業者は、前項の規定による実績報告を行うにあたって、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（助成金の額の確定）

第14条　理事長は、前条第１項の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る助成対象事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第６による助成金確定通知書により、事業者に通知するものとする。

（助成金の支払）

第15条　助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのちに支払いを行うものとする。

（関係書類の保管）

第16条　事業者は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつこれらの書類を助成対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（消費税等の仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第17条　事業者は、助成対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定した場合には、様式第７による消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに理事長に報告しなければならない。ただし、確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が、実績報告書において減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を上回らない場合は提出を要しない。

２　理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

（助成金の交付決定の取消し）

第18条　理事長は、事業者が助成金を他の用途に使用し又は助成金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき及び別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められたときは、額の確定の有無にかかわらず助成金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。

（助成金の返還）

第19条　理事長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取消した場合において既に助成金が交付されているときは、期間を定めてその返還をさせることができる。

（加算金及び延滞金）

第20条　事業者は、前条の規定による取り消しに関する助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95％の割合で計算した加算額をセンターに納付しなければならない。

２　助成対象事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95％の割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

（グリーン購入）

第21条　事業者は、業務の実施において物品等を調達する場合は、高知県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第22条　助成対象事業又は事業者に対して、公益財団法人高知県産業振興センター情報公開規程（以下「規程」という。）に基づく開示請求があった場合には、規程第４条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

（助成の条件）

第23条　助成事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

（その他）

第24条　この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要な事項は、理事長が別に定める。

（附則）

１　この要領は、平成28年４月１日から施行する。

（別表第1）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費区分 | 助成対象経費 | 備考 |
| 旅　　　費 | 職員旅費 | 見本市等の出展にかかる旅費 |
| 印刷製本費 | チラシ・パネル印刷費 | 見本市等で使用するチラシ・パネルの印刷費 |
| 通信運搬費 | 展示物輸送費 | 見本市等にともなう展示物の運搬にかかる輸送費 |

１．助成対象経費については、最も合理的かつ経済的なものを選択すること

２．旅費については、見本市等の出展にかかるもので、原則として見本市等の前日から翌日までの間の高知県内発着の職員旅費にかかる経費のうち、航空機、有料特急等主たる交通機関のみを対象とする。

また、日当、ガソリン代、グリーン料金・スーパーシート等の特別席料金、及び少額であって通常、領収書を発行しない地下鉄、近距離バス、空港連絡バス等や駐車場料金は助成対象外とする。

３．宿泊費については、見本市等の前日から最終日までの用務地周辺での宿泊費のみを対象とし、下記の表の金額を上限とする（やむをえず展示会の開催地域以外で宿泊する場合は、実際に宿泊した地域と展示会の開催地域のいずれか安価な地域の上限額を適用する）

|  |  |
| --- | --- |
| 地区 | 上限額（税込） |
| 東京都区内 | 10,000円 |
| さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市 | 8,100円 |
| 上記以外 | 7,300円 |

４．助成経費は、事業者が負担した証拠となる領収書等の書類が確認できるものを対象とする。

５．各経費区分について、実績報告時に必要な証拠書類は下記の通りとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 必要証拠書類 |
| 旅費 | 乗車区間や日時が分かる書類（半券等）、請求書（パック等）、領収書、振込票　等 |
| 印刷製本費 | 見積書、請求書、振込票（現金支払の場合は領収書）　等 |
| 通信運搬費 | 見積書（チャーター等の場合）、請求書、振込票（現金支払いの場合は領収書）、輸送等が分かる明細　等 |

６．１円未満の端数は切り捨てとする。

７．経費にかかる消費税は助成対象外とする。

８．支払については原則として現金、クレジットカード、銀行振込、引き落としのものを助成対象とする。

９．旅行のキャンセルやスケジュールの変更により発生したキャンセル料および手数料等は、助成対象外とする。

（別表第２）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36条。以下｢暴排条例｣という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。

４　暴力団員がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。